

(資料提供)

平成27年1月22日

薬事衛生課(食品安全対策室): 課長 多田
内線 4150 外線 076-225-1440

「石川県食の安全・安心推進条例(仮称)」の制定に係る パブリックコメントの実施について

1 趣 旨

県では、県民の食の安全・安心の確保を徹底するとともに、北陸新幹線の金沢開業を契機に、来県する観光客に本県の大きな魅力である食を安心して楽しんでもらえるよう、「石川県食の安全・安心推進条例(仮称)」を制定し、県と生産者、事業者が一丸となって取り組むという強い姿勢を示し、県民はもとより、観光客に食の安全・安心をアピールすることとしています。

つきましては、条例に盛り込む主な事項について、広く県民の皆様からご意見をいただき、条例制定の参考としたいと考えておりますので、多くのご意見をお待ちしております。

2 意見募集の概要

(1) 意見募集の対象

『石川県食の安全・安心推進条例(仮称)』の制定について

※県のホームページからダウンロードできます。

(http://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoku_anken/jourei_public-comment.html)

また、以下の資料配付場所において、閲覧・入手することができます。

(2) 意見の募集期間

平成27年1月22日(木)～2月4日(水)

※郵送の場合は、2月4日(水)の消印有効とします。

(3) 意見の提出方法

ご意見は、別紙様式に住所、氏名、電話番号等(電子メールの場合はメールアドレス)を記入いただき、下記の提出先あてに、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

なお、ご意見を正確にいただくために、お電話、口頭での受付はいたしませんのでご承知ください。

(4) 意見の提出先・問い合わせ先

石川県健康福祉部薬事衛生課食品衛生グループ(食品安全対策室)

住所: 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話番号: (076)225-1445 ファクシミリ: (076)225-1444

電子メール: foodsafety@pref.ishikawa.lg.jp

(5) 意見の取扱い

お寄せいただいたご意見の概要については、後日、ホームページ上で公表いたします。その際、氏名など個人情報には公表しません。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、ご承知下さい。

(6) 資料配付場所

- ・ 健康福祉部薬事衛生課（食品安全対策室）
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地(行政庁舎 9 階) TEL076-225-1445
- ・ 行政情報サービスセンター
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地(行政庁舎 1 階) TEL076-225-1236
- ・ 南加賀保健福祉センター 食品保健課
小松市園町ヌ 48 番地 TEL0761-22-0794
- ・ 石川中央保健福祉センター 食品保健課
白山市馬場 2 丁目 7 番地 TEL076-275-2253
- ・ 能登中部保健福祉センター 食品保健課
七尾市本府中町ソ 27 番 9 TEL0767-53-2482
- ・ 能登北部保健福祉センター 食品保健課
輪島市鳳至町畠田 102 番 4 TEL0768-22-2011
- ・ 小松県税事務所 納税課
小松市園町ハ 108 番地の 1 TEL0761-23-1713
- ・ 中能登総合事務所 企画振興課
七尾市小島町ニ部 33 TEL0767-52-6113
- ・ 奥能登総合事務所 企画振興課
輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1 TEL0768-26-2303

「石川県食の安全・安心推進条例（仮称）」の制定について

1 制定趣旨

県民の食の安全・安心の確保を徹底するとともに、北陸新幹線の金沢開業を契機に、来県する観光客に本県の大きな魅力である食を安心して楽しんでもらえるよう、県と生産者、事業者が一丸となって取り組むという強い姿勢を示し、県民はもとより、観光客に食の安全・安心をアピールするため、「石川県食の安全・安心推進条例（仮称）」を制定する。

2 条例に盛り込む主な事項

（１）基本理念

県民の生命健康を守ることを最優先とし、食の安全・安心の確保のため、生産から消費に至るまで一貫した総合的な対策を実施する。

（２）県、生産者、事業者、県民の責務（役割）

- ・ 県の役割：食の安全・安心の確保に関する施策を計画的に実施する。
- ・ 生産者の役割：安全・安心な農畜水産物を生産する。
- ・ 事業者の役割：安全・安心な食品を製造・供給する。
- ・ 県民の役割：食品の安全性確保に関する知識を習得し、実践する。

（３）食品の安全性の確保のための措置（監視、指導等）

食品等の生産から販売に至るまでの一連の行程において、食品の安全性を確保するため、食品衛生法等関係法令等に基づき、監視指導、検査等を実施する。

特に輸入食品については、国と連携し、違反情報の収集や県内に流通するものの検査をするなど、その安全性の確保に努めるものとする。

（４）事業者等の自主的な取組の強化

事業者等は、食品の安全性をより向上させるため、食品等の製造、加工、調理又は販売等の各行程において、必要な措置を講ずる等自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

（５）食品等の適正な表示の推進

県は、食品の表示に対する消費者の信頼を確保するため、関係法令の規定による監視・指導や食品の表示の制度に関する知識の普及等を行う。

（６）情報の収集及び提供

県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理等を行い、生産者、食品関連事業者、県民などに対し、必要な情報を提供するものとする。

（７）食品安全安心対策懇話会の設置

施策に県民の意見を反映するため設置する。

3 施行日

公布の日